

議案第30号

専決処分の承認を求めることについて（4）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和4年6月27日提出

埼玉県羽生市長 河田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

令和4年3月31日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市都市計画税条例の一部を改正する条例

羽生市都市計画税条例（昭和31年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則
（ <u>法附則第15条第15項</u> の条例で定める割合）	（ <u>法附則第15条第16項</u> の条例で定める割合）
4 <u>法附則第15条第15項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第15項</u> に規定する割合は、2分の1）とする。	4 <u>法附則第15条第16項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における <u>法附則第15条第16項</u> に規定する割合は、2分の1）とする。
（ <u>法附則第15条第33項</u> の条例で定める割合）	（ <u>法附則第15条第34項</u> の条例で定める割合）
5 <u>法附則第15条第33項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。	5 <u>法附則第15条第34項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。
（ <u>法附則第15条第34項</u> の条例で定める割合）	（ <u>法附則第15条第35項</u> の条例で定める割合）
6 <u>法附則第15条第34項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。	6 <u>法附則第15条第35項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。
（ <u>法附則第15条第39項</u> の条例で定める割合）	（ <u>法附則第15条第42項</u> の条例で定める割合）
7 <u>法附則第15条第39項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3	7 <u>法附則第15条第42項</u> に規定する市町村の条例で定める割合は、3

分の2とする。

(法附則第15条第44項の条例で定める割合)

8 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

9 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

10 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅

分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

8 (略)

(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

9 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整都市計画

地等調整都市計画税額」という。) を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

1 1 (略)

1 2 附則第 10 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 10 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市

税額とする。

1 0 (略)

1 1 附則第 9 項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和 4 年度分及び令和 5 年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に 10 分の 2 を乗じて得た額 (当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第 9 項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1 2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が 0.6 以上 0.7 以下のものに係る令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第 9 項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額 (当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 (第 18 項を除く。) 又は附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額) を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額 (以下「商業地等据置都市

計画税額」という。)とする。

1 4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第10項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 5 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

1 6 (略)

1 7 (略)

1 8 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1 9 (略)

2 0 附則第10項及び第12項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第10項及び第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第

計画税額」という。)とする。

1 3 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。)又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)とする。

(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)

1 4 (略)

(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)

1 5 (略)

1 6 (略)

1 7 (略)

(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)

1 8 (略)

1 9 附則第9項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第9項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第10項、第12項及

1 1 項、第 1 3 項及び第 1 4 項の「商業地等」とは法附則第 1 7 条第 4 号に、附則第 1 3 項から第 1 5 項までの「負担水準」とは法附則第 1 7 条第 8 号口に、附則第 1 5 項の「農地」とは法附則第 1 7 条第 1 号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 6 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 1 6 項から第 1 8 項までの「市街化区域農地」とは法附則第 1 9 条の 2 第 1 項に、附則第 1 7 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 7 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に規定するところによる。

2 1 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 0 項、第 1 4 項から第 1 8 項まで、第 2 0 項、第 2 1 項、第 2 5 項、第 2 8 項、第 3 2 項から第 3 6 項まで、第 3 9 項、第 4 0 項若しくは第 4 4 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。

び第 1 3 項の「商業地等」とは法附則第 1 7 条第 4 号に、附則第 1 2 項から第 1 4 項までの「負担水準」とは法附則第 1 7 条第 8 号口に、附則第 1 4 項の「農地」とは法附則第 1 7 条第 1 号に、附則第 1 4 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 6 条第 2 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に、附則第 1 5 項から第 1 7 項までの「市街化区域農地」とは法附則第 1 9 条の 2 第 1 項に、附則第 1 6 項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第 2 7 条の 2 第 3 項において読み替えて準用される法附則第 1 8 条第 6 項に規定するところによる。

2 0 法附則第 1 5 条第 1 項、第 1 0 項、第 1 5 項から第 1 9 項まで、第 2 1 項、第 2 2 項、第 2 6 項、第 2 9 項、第 3 3 項から第 3 5 項まで、第 3 7 項から第 3 9 項まで、第 4 2 項若しくは第 4 3 項、第 1 5 条の 2 第 2 項、第 1 5 条の 3 又は第 6 3 条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第 2 条第 2 項中「又は第 3 3 項」とあるのは「若しくは第 3 3 項又は附則第 1 5 条から第 1 5 条の 3 まで若しくは第 6 3 条」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽生市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。